# ごみ拾いSNS「ピリカ」港区版ウェブページ運用基準

令和3年7月20日 3港環環第1094号

# (趣旨)

第1条 この基準は、平成29年3月30日付「港区公式ホームページのサブサイト等の取扱いについて」に基づき、株式会社ピリカが開発・運営する無料アプリのごみ拾いSNS「ピリカ」(以下「「ピリカ」」という。)の活用にあたり、「ピリカ」と連携し、港区環境リサイクル支援部環境課が開設するごみ拾いSNS「ピリカ」港区版ウェブページ(以下「港区版ウェブページ」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (港区版ウェブページの目的)

第2条 港区版ウェブページは、地域のごみ拾い活動の参加人数やごみ収集量 を把握し、参加者の活動意欲の向上や参加者同士の交流等を図ることを目的とす る。また、効果的なイベント周知等を行うことで、区内の多様な主体と連携した環境 美化活動の推進をめざす。

## (定義)

- 第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) ドメイン インターネット上に存在するコンピュータ及びネットワーク を識別するために付された名称をいう。
  - (2) コンテンツ 「ピリカ」港区版ウェブページで提供する情報の内容を構成するテキスト文書、図画等のデータを総称したものをいう。
  - (3) アクセス インターネットを介して港区版ウェブページを閲覧し、又は 利用することをいう。
  - (4) 港区公式ホームページ 港区が管理・運営するホームページで、www.city.minato.tokyo.jp ドメイン以下の全てのホームページをいう。
  - (5) 参加団体等 港区内で行われたごみ拾い活動を一度でもピリカに投稿したことのある企業及び団体等をいう。
  - (6) リンク ホームページから別のホームページに移動できる状態に設定することをいう。ただし、「ピリカ」と連携して表示される情報への移動は含まない。

#### (適用範囲)

第4条 この基準において、港区版ウェブページとは、

https://minato.city.pirika.orgドメインのホームページをいう。なお、参

加団体等が「ピリカ」のアカウントを取得し、ごみ拾いを投稿した際に自動 作成される参加団体等の専用ページは含まれない。

(運用管理責任者、運用管理者、各地区運用管理責任者及び各地区運用管理者)

- 第5条 港区版ウェブページを適正に管理運用するため、港区版ウェブページ 運用管理責任者(以下「運用管理責任者」という。)、港区版ウェブペー ジ運用管理者(以下「運用管理者」という。)、港区版ウェブページ各地 区運用管理責任者(以下「各地区運用管理責任者」という。)及び港区版 ウェブページ各地区運用管理者(以下「各地区運用管理者」という。)を 設置する。
- 2 運用管理責任者は、環境課長を、各地区運用管理責任者は、各地区協働推 進課長を、運用管理者及び各地区運用管理者は、運用管理責任者及び各地 区協働推進課長の所属の業務担当者をもって充てる。
- 3 運用管理責任者及び各地区運用管理責任者は、港区版ウェブページに掲載 されているコンテンツを把握し、所属の運用管理者又は各地区運用管理者 への指示及び助言を行う。
- 4 運用管理者及び各地区運用管理者は、港区版ウェブページのコンテンツを 作成、又は変更したときは、その内容を所属する運用管理責任者又は各地 区運用管理責任者に報告する。ただし、ピリカと連携して掲載されるコン テンツは、第7条の規定に抵触するもののみ報告する。
- 5 運用管理責任者は、必要な場合は、各地区運用管理責任者に指示及び助言 を行う。

# (情報確認及び更新の責務)

第6条 運用管理者及び各地区運用管理者が作成するコンテンツは、定期的に 内容を確認しなければならない。また、内容等に変更がある場合は速やかに 更新し、正確な情報を提供しなければならない。

# (掲載できない情報)

- 第7条 次に掲げる情報は、港区版ウェブページに掲載することができない。
  - (1) 法令等に違反するもの
  - (2)公序良俗に反するもの
  - (3)人権を侵害するおそれがあるもの
  - (4) 犯罪等に利用されるおそれがあるもの
  - (5) 第三者を誹謗中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの
  - (6) 港区アクセシビリティガイドラインに反するもの
  - (7)情報の内容が、主として営業活動、政治活動又は宗教活動を目的としたもの
  - (8)情報が区内の多様な主体と連携した環境美化活動の推進の事業・目的と直接関わらないもの

- (9) 営利目的の宣伝・広告を含むもの
- (10) 港区の行政運営の実態と合致せず、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの

## (掲載情報の作成)

- 第8条 運用管理者及び各地区運用管理者は、第7条及び前条の規定に留意 し、所属する運用管理責任者又は各地区運用管理責任者の承認を受けた後、 港区版ウェブページへ掲載するものとする。
- 2 運用管理者及び各地区運用管理者は、必要な場合は、港区組織規程(平成 十八年三月三十日訓令甲第三号)及び港区総合支所処務規程(平成二十一年 港区訓令甲第二号)第二条に規定する各課及び室から情報や助言を受けるも のとする。
- 3 運用管理責任者及び各地区運用管理責任者は、前項の規定による依頼を受けた場合は、内容について検討し、前条の規定に抵触するものと認めるときは、所属の運用管理者又は各地区運用管理者に対して、当該情報の内容を修正させ、又は掲載を中止させることができる。
- 4 ピリカ港区版ウェブページにおいて情報を提供する場合は、港区アクセシ ビリティガイドラインを準用し、誰もが利用できるページ作成に配慮するも のとする。

## (「ピリカ」連携の情報掲載)

- 第9条 「ピリカ」から連携して港区版ウェブページに掲載する情報は次のと おりとする。
  - (1) 「ピリカ」により投稿された区内の、直近のごみ拾い活動(投稿者アイコン、投稿者名、何時間~何年前の投稿か、コメント、投稿画像)、イベント情報、参加人数及びごみの数
  - (2) 港区総合支所及び部の設置等に関する条例 (港区平成 17 年条例第 62
  - 号)第1条に規定する総合支所の区域ごとの、直近のごみ拾い活動(投稿者 アイコン、投稿者名、何時間~何年前の投稿か、コメント、投稿画像)、参 加人数及びごみの数
  - (3) 直近の投稿が行われた位置にアイコンを表示した地図
  - (4)参加団体等に関する情報
  - (5) 前年同月1日から当日までに地域内で拾われたごみの数で比較した、個人ごと及び参加団体等ごとのランキング(6) その他運用管理者と株式会社ピリカが協議の上掲載する情報

#### (リンク基準)

- 第9条 港区版ウェブページからリンクすることができるホームページの提供 先は、次のとおりとする。
  - (1) 株式会社ピリカ及び一般社団法人ピリカ

- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 前号以外の公共機関
- (4)区が出資している法人
- (5) その他区にとって有益と認められる団体及び個人で、運用管理責任者及 び各地区運用管理責任者が承認する団体及び個人
- 2 リンク先のホームページの内容等は、次に掲げる要件を備えているものと する。
- (1) 個人情報の取扱いについて、十分な配慮を行っていること。
- (2) 宣伝又は営業活動その他営利を目的とするものでないこと。
- (3) 明らかに公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないこと。
- (4) 著作権法その他の関係法令に反する内容を掲載していないこと。
- (5) 政治又は宗教活動を目的とする内容を掲載していないこと。
- (6)個人、団体等を誹謗又は中傷する内容を掲載していないこと。
- 3 第1項に規定する団体等のホームページにリンクを行った場合であって、 その後、前項に規定する要件に欠けていることが判明した場合には、運用管 理責任者の指示により運用管理者がリンクを解除するものとする。

(外部のホームページから港区版ウェブページへのリンク)

- 第10条 外部のホームページ(環境課以外の者が開設し、管理し、及び運営 するホームページをいう。以下同じ。)から港区版ウェブページへのリンク は、原則として当該トップページとし、港区版ウェブページへのリンクであ る旨を明記するものとする。
- 2 外部のホームページが次の各号のいずれかに該当する場合は、リンクを解除し、又はリンクの解除を求めることができる。
- (1) アダルトコンテンツ(性的又は暴力的描写等の表現をいう。)を含むもの
- (2)犯罪行為に結び付くもの又は違法な内容を含むもの
- (3) 個人、団体等の名誉、人権、財産若しくはプライバシーを侵害する内容 又は個人、団体等を誹謗中傷する内容を含むもの
- (4)特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支 持を表明する内容を含むもの
- (5)選挙の事前運動、選挙運動その他これらに類するもの又は公職選挙法 (昭和25年法律第100号)に抵触する内容を含むもの
- (6)不正なアクセス又はシステムの停止を引き起こす内容を含むもの
- (7) 外部のホームページが、港区版ウェブページや港区公式ホームページで あるかのように表示され、利用者の誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、リンクが適当でないと運用管理責任者が認めるもの

(港区版ウェブページから外部のホームページへのリンク)

- 第11条 外部のホームページへ港区版ウェブページからリンクを設定した場合において、当該リンク先のホームページの管理者、内容等については、区はいかなる責任も負わないものとする。
- 2 運用管理者及び各地区運用管理者が外部のホームページへのリンクをする場合、次に掲げる事項について所属する運用管理責任者又は各地区運用管者の承認を得るものとする。
- (1) ホームページの名称及びドメイン名
- (2) ホームページの内容
- (3) ホームページの管理者の連絡先
- (4) リンクの理由
- (5) リンクの終了期限がある場合には終了予定年月日

# (委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

付 則

この基準は、令和3年7月20日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。